

群馬県文化財保護条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県文化財保護条例施行規則 令和二年三月三十一日規則第四十五号 群馬県文化財保護条例施行規則をここに公布する。 群馬県文化財保護条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 有形文化財 <u>第一節 県指定重要文化財（第三条―第十三条）</u> <u>第二節 県登録有形文化財（第十三条の二―第十三条の十一）</u></p> <p>第三章 無形文化財 <u>第一節 県指定重要無形文化財（第十四条―第十七条）</u> <u>第二節 県登録無形文化財（第十七条の二―第十七条の五）</u></p> <p>第四章 民俗文化財 <u>第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財（第十八条・第十九条）</u> <u>第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財（第十九条の二―第十九条の四）</u></p> <p>第五章 記念物 <u>第一節 県指定史跡名勝天然記念物（第二十条―第二十四条）</u> <u>第二節 県登録記念物（第二十四条の二―第二十四条の六）</u></p> <p>第六章 県選定保存技術（第二十五条）</p> <p>第七章 埋蔵文化財（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第八章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p>	<p>○群馬県文化財保護条例施行規則 令和二年三月三十一日規則第四十五号 群馬県文化財保護条例施行規則をここに公布する。 群馬県文化財保護条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 <u>県指定重要文化財（第三条―第十三条）</u></p> <p>第三章 <u>県指定重要無形文化財（第十四条―第十七条）</u></p> <p>第四章 <u>県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財（第十八条・第十九条）</u></p> <p>第五章 <u>県指定史跡名勝天然記念物（第二十条―第二十四条）</u></p> <p>第六章 県選定保存技術（第二十五条）</p> <p>第七章 埋蔵文化財（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第八章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則の本則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 有形文化財

第一節 県指定重要文化財

(指定の申請)

第三条 条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第二号）を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定書)

第四条 条例第四条第六項に規定する指定書は、別記様式第三号のとおりとする。

(指定書の再交付)

第五条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書（別記様式第四号）を知事に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

2 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を知事に返付しなければならない。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則の本則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 県指定重要文化財

(新設)

(指定の申請)

第三条 条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第二号）を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定書)

第四条 条例第四条第六項に規定する指定書は、別記様式第三号のとおりとする。

(指定書の再交付)

第五条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書（別記様式第四号）を知事に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

2 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を知事に返付しなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届(別記様式第五号)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第七条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は所有者変更届(別記様式第六号)によるものとし、同条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は所有者氏名等変更届(別記様式第七号)によるものとする。

(滅失等の届出)

第八条 条例第十一条の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届(別記様式第八号)によるものとする。

(所在場所変更の届出)

第九条 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届(別記様式第九号)によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十五条第一項の規定による補助金を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 条例第十七条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 条例第十八条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 条例第十九条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする出

(管理責任者選任等の届出)

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届(別記様式第五号)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第七条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は所有者変更届(別記様式第六号)によるものとし、同条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は所有者氏名等変更届(別記様式第七号)によるものとする。

(滅失等の届出)

第八条 条例第十一条の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届(別記様式第八号)によるものとする。

(所在場所変更の届出)

第九条 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届(別記様式第九号)によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十五条第一項の規定による補助金を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 条例第十七条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 条例第十八条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 条例第十九条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする出

品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十二条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前各号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

(現状変更等の許可申請等)

第十一条 条例第十七条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第十号）を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（別記様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十二条 条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定重要文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

二 県指定重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

(修理の届出)

品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十二条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前各号に掲げる所在の場所を変更した後____、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

(現状変更等の許可申請等)

第十一条 条例第十七条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（別記様式第十号）を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（別記様式第十一号）を知事に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十二条 条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定重要文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

二 県指定重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

(修理の届出)

第十三条 条例第十八条第一項の規定による修理の届出は、修理届（別記様式第十二号）によるものとする。

第二節 県登録有形文化財

（登録の申請）

第十三条の二 条例第二十二條の二第一項の規定による県登録有形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十二号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第十二号の三）を添えて、知事に申請しなければならない。

（登録証）

第十三条の三 条例第二十二條の二第七項に規定する登録証（以下「登録証」という。）は、別記様式第十二号の四のとおりとする。

（登録証の再交付）

第十三条の四 登録証の交付を受けた者は、当該登録証を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書（別記様式第十二号の五）を知事に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

2 亡失し、又は盗み取られたことにより登録証の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた登録証を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該登録証を知事に返付しなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第十三条の五 条例第二十二條の四第四項において準用する条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届（別記様式第十二号の六）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第十三条の六 条例第二十二條の四第四項において準用する条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は、所有者変更届（別記様式第十二号の七）によるものとし、条例第二十二條の四第四項において準用する条

第十三条 条例第十八条第一項の規定による修理の届出は、修理届（別記様式第十二号）によるものとする。

（新設）

例第七条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、所有者氏名等変更届（別記様式第十二号の八）によるものとする。

（滅失等の届出）

第十三条の七 条例第二十二条の五の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届（別記様式第十二号の九）によるものとする。

（所在場所変更の届出）

第十三条の八 条例第二十二条の六の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届（別記様式第十二号の十）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十三条の九 条例第二十二条の六ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第二十二条の八第一項の規定による届出に基づいてする現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第二十二条の六の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の場所に復するため所在の場所を変更しようとするとき。

三 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 条例第二十二条の六ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（現状変更の届出）

第十三条の十 条例第二十二條の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十二号の十一）を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）

第十三条の十一 条例第二十二條の八第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県登録有形文化財が建造物である場合にあつては、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下であるとき（移築の場合を除く。）。

二 県登録有形文化財が建造物以外のものである場合にあつては、当該県登録有形文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該県登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

三 県登録有形文化財が毀損している又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。

第三章 無形文化財

第一節 県指定重要無形文化財

（指定の申請）

第十四条 条例第二十三条第一項の規定による県指定重要無形文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書により知事に

第三章 県指定重要無形文化財

（新設）

（指定の申請）

第十四条 条例第二十三条第一項の規定による県指定重要無形文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書により知事に申

申請しなければならない。

(認定書)

第十五条 知事は、条例第二十三条第二項の規定による県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定（同条第五項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十四号）を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十四条第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十六条 条例第二十五条前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県指定重要無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条 条例第二十五条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届（別記様式第十五号）によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届（別記様式第十六号）によるものとする。

第二節 県登録無形文化財

請しなければならない。

(認定書)

第十五条 知事は、条例第二十三条第二項の規定による県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定（同条第五項の規定による追加認定を含む。）したときは、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十四号）を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十四条第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十六条 条例第二十五条前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県指定重要無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条 条例第二十五条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届（別記様式第十五号）によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届（別記様式第十六号）によるものとする。

(新設)

(登録の申請)

第十七条の二 条例第二十八条の二第一項の規定による県登録無形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十六号の二による申請書により知事に申請しなければならない。

(認定書)

第十七条の三 知事は、条例第二十八条の二第三項の規定による県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定（同条第六項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十六号の三）を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十八条の三第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十七条の四 条例第二十八条の四前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県登録無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条の五 条例第二十八条の四の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届（別記様式第十六号の四）によるものとし、保持団体の名称、事務所

の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届（別記様式第十六号の五）によるものとする。

第四章 民俗文化財

第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財

（現状変更の届出）

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による現状変更等をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十七号）を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

（準用規定）

第十九条 第三条から第十条まで及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

2 第十四条の規定は、県指定重要無形民俗文化財について準用する。

第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財

（現状変更の届出）

第十九条の二 条例第三十六条の二第三項において準用する条例第二十二條の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十二号の十一）を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。

（現状変更の届出を要しない場合）

第十九条の三 条例第三十六条の二第三項において読み替えて準用する条例第二十二條の八第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のい

第四章 県指定重要有形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財

（新設）

（現状変更の届出）

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による現状変更等をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十七号）を当該現状変更等をしようとする日前五日までに、知事に提出しなければならない。

（準用規定）

第十九条 第三条から第十条まで及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

2 第十四条の規定は、県指定重要無形民俗文化財について準用する。

（新設）

ずれかに該当する場合とする。

一 県登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該県登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。

二 県登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。

三 非常災害のために必要な応急の措置を執るとき。

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(準用規定)

第十九条の四 第十三条の二から第十三条の九までの規定は、県登録有形民俗文化財について準用する。

2 第十七条の二の規定は、県登録無形民俗文化財について準用する。

第五章 記念物

第一節 県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第二十条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書を添えて、知事に申請しなければならない。

(標識等の設置基準等)

第二十一条 条例第四十条の規則で定める標識の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 材料は石とすること。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料とすることができること。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(新設)

(指定の申請)

第二十条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書を添えて、知事に申請しなければならない。

(標識等の設置基準等)

第二十一条 条例第四十条の規則で定める標識の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 材料は石とすること。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料とすることができること。

二 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 群馬県知事の文字

ハ 指定年月日

ニ 標識の建設年月日

2 条例第四十条の規則で定める説明板の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 指定年月日

ハ 説明事項

ニ 保存上注意すべき事項

ホ その他所在、地番等参考となる事項

二 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げること。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合は、この限りでないこと。

3 条例第四十条の規則で定める境界標の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石造又はコンクリート造の十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とすること。

二 境界標の上面には指定地域の境界の方向を示す方向指示線を、側面には文化財境界及び群馬県の文字を彫ること。

4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設（次項において「標識等」という。）は、県指定史跡名勝天然記念物の

二 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 群馬県知事の文字

ハ 指定年月日

ニ 標識の建設年月日

2 条例第四十条の規則で定める説明板の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称

ロ 指定年月日

ハ 説明事項

ニ 保存上注意すべき事項

ホ その他所在、地番等参考となる事項

二 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げること。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合は、この限りでないこと。

3 条例第四十条の規則で定める境界標の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石造又はコンクリート造の十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とすること。

二 境界標の上面には指定地域の境界の方向を示す方向指示線を、側面には文化財境界及び群馬県の文字を彫ること。

4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設（次項において「標識等」という。）は、県指定史跡名勝天然記念物の管

管理に必要な程度において、環境に調和するよう設置するものとする。

5 条例第四十条の規定による標識等を設置しようとする者は、当該標識等の設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事に、その旨並びに当該工事及び終了の予定時期を報告しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第二十二條 条例第四十一条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届（別記様式第十九号）によるものとする。

（維持の措置の範囲）

第二十三條 条例第四十二条において準用する条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

（準用規定）

第二十四條 第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第二節 県登録記念物

（登録の申請）

理に必要な程度において、環境に調和するよう設置するものとする。

5 条例第四十条の規定による標識等を設置しようとする者は、当該標識等の設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事に、その旨並びに当該工事及び終了の予定時期を報告しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第二十二條 条例第四十一条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届（別記様式第十九号）によるものとする。

（維持の措置の範囲）

第二十三條 条例第四十二条において準用する条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状）に復するとき。

二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

（準用規定）

第二十四條 第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

（新設）

第二十四条の二 条例第四十二条の二第一項の規定による県登録記念物の登録を受けようとする者は、別記様式第十九号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第十二号の三）を添えて、知事に申請しなければならない。

（現状変更の届出）

第二十四条の三 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二条の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十二号の十一）を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。

（維持の措置の範囲）

第二十四条の四 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二条の八第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県登録記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

二 県登録記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該毀損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 県登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（土地の所在等の異動の届出）

第二十四条の五 条例第四十二条の三において準用する条例第四十一条の規定による土地の所在等の異動の届出は、土地の所在等異動届（別記様式第十九号の三）によるものとする。

（準用規定）

第二十四条の六 第十三条の五から第十三条の七までの規定は、県登録記念物について準用する。

第六章 県選定保存技術

（準用規定）

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第七章 埋蔵文化財

（埋蔵文化財評価委員会）

第二十六条 条例第四十五条の二に規定する報償金の額の決定その他出土した文化財（以下「出土品」という。）の評価を行うため、群馬県に群馬県埋蔵文化財評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 知事は、出土品の評価を行う必要が生じたときは、評価委員会に諮問しなければならない。
- 3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する者をもって構成する。
- 4 前三項に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、知事が定める。

（譲与等）

第二十七条 条例第四十五条の三第一項の規定による譲与又は同条第二項の規定による譲与若しくは譲渡を受けようとする者は、別記様式第二十

第六章 県選定保存技術

（準用規定）

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第七章 埋蔵文化財

（埋蔵文化財評価委員会）

第二十六条 条例第四十五条の二に規定する報償金の額の決定その他出土した文化財（以下「出土品」という。）の評価を行うため、群馬県に群馬県埋蔵文化財評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 知事は、出土品の評価を行う必要が生じたときは、評価委員会に諮問しなければならない。
- 3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する者をもって構成する。
- 4 前三項に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、知事が定める。

（譲与等）

第二十七条 条例第四十五条の三第一項の規定による譲与又は同条第二項の規定による譲与若しくは譲渡を受けようとする者は、別記様式第二十号

号により知事に申請しなければならない。

(土地の発掘に係る届出、指示、命令等)

第二十八条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十二条第一項に規定する調査のための発掘をしようとする者は、別記様式第二十一号により知事に届け出なければならない。

2 法第九十三条第一項又は第九十四条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘をしようとする場合は、別記様式第二十二号により届出又は通知を知事にしなければならない。

3 法第九十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する新たな遺跡と認められるものを発見したときは、別記様式第二十三号により届出又は通知を知事にしなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、知事が定める。

(埋蔵物の発見に係る届出等)

第二十九条 埋蔵物を発見した者は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定により当該埋蔵物を警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、直ちに別記様式第二十四号により当該埋蔵物を知事に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の埋蔵物を鑑査し、文化財と認めたときは、別記様式第二十五号により警察署長及び発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

により知事に申請しなければならない。

(土地の発掘に係る届出、指示、命令等)

第二十八条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十二条第一項に規定する調査のための発掘をしようとする者は、別記様式第二十一号により知事に届け出なければならない。

2 法第九十三条第一項又は第九十四条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘をしようとする場合は、別記様式第二十二号により届出又は通知を知事にしなければならない。

3 法第九十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する新たな遺跡と認められるものを発見したときは、別記様式第二十三号により届出又は通知を知事にしなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、知事が定める。

(埋蔵物の発見に係る届出等)

第二十九条 埋蔵物を発見した者は、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定により当該埋蔵物を警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、直ちに別記様式第二十四号により当該埋蔵物を知事に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の埋蔵物を鑑査し、文化財と認めたときは、別記様式第二十五号により警察署長及び発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

(台帳)

第三十条 知事は、県指定の文化財及び県選定の保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えて置くものとする。

(指定等の基準)

第三十一条 条例及びこの規則の規定による指定、登録、認定及び選定の基準については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第十九号）による廃止前の群馬県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号）の規定によりなされている申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為とみなす。

附 則（令和三年一月二十二日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年 月 日規則第 号）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県文化財保護条例施行規則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

(台帳)

第三十条 知事は、県指定の文化財及び県選定の保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えて置くものとする。

(指定等の基準)

第三十一条 条例及びこの規則の規定による指定____、認定及び選定の基準については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第十九号）による廃止前の群馬県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号）の規定によりなされている申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為とみなす。

附 則（令和三年一月二十二日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

(新設)